

## 平成28年度 小牧市西部地区人・農地プラン説明会会議録

- 1 開催日時 平成28年11月28日（月）  
午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催場所 J A尾張中央小牧支店2階大会議室
- 3 出席者  
【出席を依頼された者】  
市内関係支部長（農業振興地域のある者）： 9名  
認定農業者： 3名  
農業委員： 4名  
【事務局】  
愛知県尾張農林水産事務所農政課 下山主任主査  
愛知県農地中間管理機構 森課長  
小牧市役所地域活性化営業部農政課 余語課長、余語係長、  
木村主事  
J A尾張中央農業振興部 山田部長  
営農企画課 毛利課長
- 4 配布資料  
・次第  
・資料1（人・農地プランとは、人・農地プランの進め方）  
・資料2（農地中間管理事業とは）  
・資料3（小牧市東部人・農地プラン）  
・農地中間管理事業パンフレット（農地中間管理機構発行）
- 5 会議内容  
1. 人・農地プランとは  
2. 農地中間管理事業について  
3. 小牧市東部人・農地プランについて

### 【事務局】

みなさま、本日はお忙しいところ「人・農地プラン説明会」にお越しいただき、誠にありがとうございます。

会を始める前に、皆様方へ配布しております資料の確認をお願いします。会議次第と記載されたものと、農地中間管理事業のカラー刷りのパンフレットの2種類でありますので、お手元がない場合は挙手をお願いします。

また、本日、ご参集頂きましたのは、農業委員の方、認定農業者など担い手農家の方、農振農用地域内に農地がある支部長の方へお声掛けいたしました。それでは、ただ今より説明会を始めたいと思います。はじめに小牧市地域活性化営業部農政課長の余語よりあいさつを申し上げます。

### 【余語課長】

改めましてみなさんこんにちは。本日はお忙しい中出席いただきありがとうございます。日頃は小牧市の農業行政にご理解ならびにご協力いただきありがとうございます。

さて、日本の農業の状況については、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加など、多くの問題を抱えております。そのような中で国は、地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために平成24年度より「人・農地プラン」を打ち出し、地域農業の現状や問題点、解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を考えていこうとしています。

また、平成26年度より各都道府県に農地中間管理機構が設置され、農地の出し手から農地を借受け、農業の担い手にまとまりのある形で農地を貸付け、農地集積を促進する制度が始まりました。

後ほど担当より説明がありますので、意見や要望等を寄せていただければと思います。

### 【事務局】

本日は他に、尾張中央農業協同組合営農業振興部長山田様、農企画課長毛利様にご出席いただいておりますので、紹介させていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。次第（1）から（3）を一括して担当よりご説明します。なお、最後に質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、ご質問やご意見のある方はそのときをお願いします。

### 【事務局】

本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございます。それでは次第（1）から（3）を、資料1～3と農地中間管理事業パンフレットを使用して説明します。

それではまず、お手元の資料1「人・農地プラン」をご覧ください。

まずこの「人・農地プラン」というものは、それぞれの地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために、平成24年度に国が打ち出した政策です。地域農業の現状や問題点、小牧市においては、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加、ヌートリアやアライグマ、イノシシによる農作物被害や、西部地区ではジャンボタニシによる稲の被害などがありますが、問題点について解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を地域全体で考えていこうというものです。

小牧市においても、平成24年度に小牧市人・農地プランを作成しました。そして、平成25年度には小牧市人・農地プランを2つに分割し、果樹が盛んな東部地区と稲作が中心の西部地区に分けました。

次に、プランの要点を3点にまとめましたので、順番に説明致します。

1 をご覧下さい。「人・農地プランは、人と農地の問題を解決する為の「未来の設計図」とあります。人・農地プランは、市が地域の実情を踏まえて単独で作成したものでは認めてもらうことができません。つまり、地域農家の方々の意見を聞き、地域と行政が協力して作成されたプランでなければ正規のプランとは認められません。

農家の方々と行政が一緒になって、様々な事柄を話し合っていきます。具体的には、今後の地域の中心となる人の選定や、地域農業のあり方などを話し合っていきます。具体例としては、高付加価値化を目指した畑作を推進する、農地集積を進め作業効率化を図る、6次産業化を進めるなどが挙げられます。

次に、2 をご覧下さい。「人・農地プランには、様々な『メリット措置』があります」。人・農地プランに位置づけられた人は、新たに農業を始めた時に給付金がもらえたり、協力金がもらえる場合があったり、農業用機械等の導入を支援してもらえたり、お金を借りる時に当初5年間無利子化等の支援策を受けられるといったことがあります。

最後に、3 をご覧下さい。「人・農地プランは、定期的に見直してください」とあります。法律により、1年に1回以上はプランを見直す必要がありますが、新規就農者が出てきた時や、地域の中心となる経営体として法人を立ち上げたタイミングでも見直すことができます。

2ページには、全体のスケジュールを記載しました。本日の説明会は、スケジュールで言うと①座談会の部分になります。今後、本日の説明会（座談会）で出た意見を考慮して修正案を作成し、窓口縦覧を致します。その後、JAや認定農業者等からなる検討会を経てプラン更新となります。議題1は以上です。

それでは、3ページをご覧ください。3ページの項目「1 農地中間管理事業の流れ」の下の四角にも記載のとおり、農地中間管理機構とは、貸し手の農地を一度に借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手に

貸し付ける組織です。

次に4ページをご覧ください。この農地中間管理機構は、平成26年度より設置されたもので、愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間管理機構の指定を受けています。国は、農地中間管理事業により、平成35年度までに、担い手への農地の集積率を8割に引き上げる目標を掲げています。

農地集積と集約化を支援していくためには、各地区での話し合いを行い、適切な人・農地プランが作成されている必要があります。

5ページをご覧ください。項目「3 従来の利用権設定との違いについて」をご覧ください。今回新しくできた農地中間管理事業と、既にある制度との違いが表にまとめてあります。

小牧市の場合はほとんどが利用権設定で、利用権設定の場合は貸付期間を3年や6年など自分で設定でき、借りたい農地や農地の貸付先を指定できますが、農地中間管理事業の場合は指定ができません。農地の出し手は機構に農地を貸出し、農地の受けては機構にエントリーします。それを機構がマッチングという形で農地の受け手を決めるという制度です。原則として5年以上農地を受け手に貸付ける必要があります、設定までに約3ヶ月かかります。

一方で、農地中間管理機構に農地を貸出した場合、協力金の対象となる場合があります。

それが、下段の項目「4 農地の出し手等に対する支援」をご覧ください。条件を満たせば、農地中間管理機構を利用する事で協力金がもらえる場合があります。協力金は3つあります。

地域の話し合いにより、この地域はこの人が担うと決めて、2割以上の農地（利用権設定を除く）を機構に10年以上預けると、地域にもらえる地域集積協力金と、リタイヤする農家が機構に農地を10年以上預けるときにもらえる経営転換協力金、2筆以上預けるともらえる耕作者集積協力金があります。

6ページですが、項目「5 事業の主なポイント」の借受け基準は記載のとおりです。農地中間管理機構は無条件に全ての農用地を借受けてくれるわけではありません。

借受けの対象となる農用地は農業振興地域内に限られ、遊休農地や農用地として利用困難な農用地は借受けません。

さらに、貸付け期間は記載のとおり、5年（機構集積協力金の対象となるには10年以上）となっており、途中で解除することはできません。一方、これらの要件を満たして、農地中間管理機構を利用した場合に、協力金の対象となる場合があります。

もし農地中間管理機構を利用する場合は、メリットとデメリットがございますので十分にご理解頂いてご利用いただきたいと思います。以上で、議題2の

説明を終わります。

最後に「議題3. 今後の地域農業のあり方等について」説明させていただきます。7ページをご覧ください。

まず、1. 今後の地域の中心となる経営体には、文字どおり、地域農業の中心となって農業に牽引いただく方のお名前が記載されます。現段階の小牧市東部、西部人・農地プランでは、地域で活躍されているオペレーターさんなどの認定農業者の方や、新規就農者の方を中心に名前を記載させていただいています。小牧市西部人・農地プランについては、現在位置づけられている経営体は7経営体で、うち、稲作のオペレーターさんが5経営体、養鶏が1経営体、養豚が1経営体です。8ページをご覧ください。「3. 将来の農地のあり方」については、「農地利用集積円滑化事業を利用して、今後も農地利用集積や耕作放棄地解消を継続していく」です。次に、「4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、「当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、機構活用の要望があれば検討していく」です。

次に、「5. 近い将来農地の出し手となる者と農地」には希望者がいれば、人・農地プランに各項目内容が記載されます。

最後に、一番大切な「6. 今後の地域農業のあり方」が記載されます。当地区が目指す地域農業の形を明記する箇所となります。現在、小牧市としましては、ここに記載してあります内容が、今後の西部地区における農業のあり方として考えています。一度、読み上げます。

「水稻を中心とした農家が多い市西部では、果樹生産が盛んな市東部地区と異なり、農地集積の促進が進めやすい。しかし、農地の出し手の同意を得ることが難しい地区でもあるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。また、高齢化による担い手の確保や新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めていき、農業者や県、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」。

今読み上げたものが、この地区のあり方と考えています。

以上で議題3. の説明を終わります。

#### 【事務局】

それでは質疑応答に入らせていただきます。ただいま説明しました内容について、ご意見や質問事項がございましたらその場で挙手し、係がマイクをお持ちしましたら発言して頂きますようお願いいたします。

**【農業委員】**

私は現在2反（2,000㎡）の水田を耕作しておりますが、息子は勤めに出ており農業を継ぐ予定はないため、今後は農業をやれないかもしれません。農地中間管理機構に農地を預けるには、ある程度面積がまとまっていないと借受けてもらえないのでしょうか。

**【事務局】**

面積の要件はありませんが、農用地である必要があります。また、農業用機械が入ることができる場所というように、担い手の農業者が耕作できる農地である必要があります。つまり、現地を確認して耕作してくれる受け手（オペレーター）がいれば、農地中間管理機構が借り受けることができます。

**【支部長】**

水田については農協に委託しているところが多いですが、この農地中間管理機構に農地を預けた場合に、賃料についてはどうなりますか。また、今後は農地中間管理機構をどう活用すればよいのでしょうか。

**【事務局】**

賃料についてはその地域の通例に従っていくことになり、小牧市の場合は農協への委託や利用権設定による使用貸借で行っているところが多いので、農地中間管理事業でも使用貸借で農地の貸し借りを行うことになります。

また、現在小牧市では農地中間管理事業により農地の貸し借りができた農地はありませんが、来年の3月に農地中間管理機構に預けられる予定の農地が1筆、また農地の貸出申込みがあるものの、受け手が見つかっていない農地もあります。今既に利用権設定されている農地についても、利用権の期間が切れるタイミングで農地中間管理事業に切り替えるか、今まで通り農地利用集積円滑化事業を活用するかを考えていただければと思います。

**【支部長】**

機構集積協力金は毎年交付されるのでしょうか。

**【事務局】**

1回のみでの交付となります。

**【認定農業者】**

今までの農地利用集積円滑化事業の場合、JAが仲介していたのでその地域

のオペレーターに利用権設定されていましたが、農地中間管理事業の場合は、農地の受け手と出し手のマッチングの結果によっては、隣の水田に知らないオペレーターが進出する可能性があると思います。そうすると、用水の取り口が不適切だったり、農道に泥を撒き散らしたりなど問題が発生することも考えられます。そういった苦情については農地中間管理機構で処理してもらえますか。

#### 【事務局】

農地中間管理事業の窓口業務については、市とJAに業務委託しているので、耕作する上で発生した苦情や問題については、市かJAに寄せていただきたいと思います。用水の流れが悪いといったことについては市農政課や河川課、木津用水と調整します。なお、農地の受け手については年3回公募しており、その中から農地の受け手を選びます。その中に地域のオペレーターも含まれています。

#### 【認定農業者】

近年米については、飼料用米を推進していると聞きますが、飼料用米の専用品種（多収性品種）を使っているところと、主食用と異なる水稻品種の花粉が混合するのを防ぐために、あいちのかおりといった主食用品種と同じ種類の米を飼料用米として作付しているところがあるとのことですが、専用品種を使うのか主食用品種を使うのかは自治体で決まっているのでしょうか。

#### 【事務局】

飼料用米についてはオペレーターさんが生産調整の一環として行っているもので、専用品種だと従来のカントリーエレベーターや乾燥機が使用できないといった問題点がありますので、JAとオペレーターで調整して取り組んでいます。実施は地主に迷惑をかけないようにするために主食用米と同じ品種にしているところが多いです。

#### 【事務局】

他に質問等はよろしいでしょうか。

それでは（他に）質問（意見）もないようですので以上をもちまして人・農地プラン説明会を終了させていただきます。皆様からいただいたご意見をもとにプランの修正を行い、検討会を経て決定いたします。それでは本日はお忙しいところお越しいただき誠にありがとうございました。

なお、愛知県内では現在交通死亡事故が多発しておりますので、お帰りの際は

交通事故等に気をつけてお帰りください。